

## 観光施設現況等調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「観光施設現況等調査業務」を効果的に推進するに当たり、公募型プロポーザルにより業務を受託する事業者を選定するため、必要な手続きを定めるものである。

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

「観光施設現況等調査業務」（以下、「本業務」という。）

#### (2) 業務の内容等

別添「観光施設現況等調査業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

#### (4) 履行場所

廿日市市環境産業部観光課が指定する場所

#### (5) 提案上限額

ア 廿日市市福祉健康増進保養センター

廿日市市吉和魅惑の里

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園

3施設合計7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 国民宿舎みやじま杜の宿

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ いずれの金額も、契約金額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上限額を超えないものとする。

### 2 応募者が備えるべき参加資格要件

応募者とは、本業務を確実に遂行するために必要な経営能力、技術的能力等を備えた単体企業とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件調達の公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、廿日市市（以下「市」という。）の指名除外を受けていない者であること。

(3) 本市における、「令和3年度・令和4年度競争入札資格者名簿（役務提供）」において登録があること。

(4) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(5) 本市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

(6) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間において、類似業務の実績を有する者であること。

(7) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）第21条に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。

- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしているものでないこと。
- (10) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (11) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (12) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 応募の手続等

#### (1) 全体スケジュール

	内容	期限等
①	公募開始	令和3年4月1日(木)
②	参加申込書兼誓約書の提出期限	令和3年4月7日(水) 17時
③	質問書の提出期限	令和3年4月9日(金) 17時
④	質問書への回答	質問に対する回答内容を作成した段階で回答する。
⑤	企画提案書等の提出期限	令和3年4月27日(火) 17時
⑥	プレゼンテーションの実施	令和3年5月上旬(日時は別途通知)
⑦	審査結果通知	令和3年5月中旬(予定)

※⑥プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期又は書面審査に変更となる場合がある。

#### (2) 参加申込書兼誓約書の提出

提出期限	令和3年4月7日(水) 17時
提出先	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市環境産業部観光課
提出方法	持参
提出書類	ア 参加申込書兼誓約書(様式第1号) イ 事業者概要書(様式第2号)
備考	必要に応じ、上記書類以外の書類の提出を求めることがある。

#### (3) 質問書の提出

提出期限	令和3年4月9日(金) 17時
提出方法	観光課宛に、メールで提出 メール kanko@city.hatsukaichi.lg.jp
質問方法	質問書(様式第5号)に質問事項を簡潔に記入
回答方法	ア 質問に対する回答は、参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。 イ 質問に対する回答内容を作成した段階で、すべての参加者にメールで回答する。
備考	ア 電話、FAX及び直接来庁による質問には応じない。 イ 回答は、本実施要領又は仕様書の追補とみなす。 ウ 質問内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

#### (4) 企画提案書の提出

提出期限	令和3年4月27日(火)17時
提出先	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市環境産業部観光課
提出方法	持参
提出書類	ア 企画提案書提出届(様式第3号) イ 企画提案書(任意) ウ 委託料見積書(任意) ※税抜きで記載 エ 情報非公開希望申立書(様式第4号)
備考	ア 提出書類は、参加を辞退した場合であっても返却しない。 イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用することはない。 ウ 提出書類は、原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了後以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。 エ このプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

#### (5) 提案金額の確認

市は、応募者の企画提案書類受領後、速やかに応募者の提案金額について確認する。なお、「1(5)提案上限額」に示す額を上回る金額を提案した応募者は、失格とする。

#### (6) 企画提案書の内容に関するヒアリング

企画提案書提出後、企画提案書の内容について、必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

#### (7) 参加の辞退

参加申込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

### 4 提案の審査及び契約候補者の決定

#### (1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等の内容を審査するため、参加者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

##### ア 実施会場及び時間

実施会場及び時間は、後日、通知する。

##### イ 出席者

企画提案書の実施体制に記載されている主たる管理責任者又は主任担当者が行うこととし、1提案者3名以内とする。

##### ウ 実施方法

1提案者25分以内(説明15分以内、質疑応答10分以内)で説明を行うこと。

##### エ その他

プレゼンテーション当日に追加の資料等の提出はできません。また、プロジェクター・スクリーン等の使用はできません。

(2) 提案の審査及び契約候補者の決定

ア 提案の審査

- ① 提出された企画提案書について、プレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者を1者選定する。
- ② プレゼンテーションは、期限までに提出した企画提案書により行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ③ プレゼンテーション審査に参加しない者の提案は無効とする。
- ④ 応募が1者の場合であっても審査を行う。

イ 契約候補者の決定

契約候補者の選定に係る審査は、「環境施設現況等調査業務委託事業者選定委員会」により、企画提案書の内容を次表の評価項目ごとに5点満点で評価し、係数を乗じて、同表の右欄に掲げる評価点を満点とし、最も高い評価点を得た者（契約候補者）を随意契約の相手方として選定する。

ただし、委員全員の合計評価点数が満点の60%に満たない場合は、契約候補者として選定しない。（参加事業者が1者である場合を含む。）

(3) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	係数	配点
提案全般		○本業務の目的、事業内容を理解した実施方法及び提案内容となっており、目的達成が期待できるか。	× 2	10
実施体制	受注能力	○類似業務の受託実績があるか。	× 2	10
	取組み姿勢	○業務に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）となっており、業務を的確かつ円滑に遂行できる体制が確保されているか。	× 3	15
見積額		○見積額が最も低かった事業者 = 10点 ○その他の事業者 (全提案者中の最低見積額 / 見積額) × 10 ※小数第1位を四捨五入	—	10
企画提案内容	経営診断・分析	○経営診断・分析方法は、効果的、論理的な手法や内容となっているか。	× 3	15
	改善策の提案	○短期・中期・長期的な視点で、対象施設の今後のあり方を提案できる内容となっているか。	× 3	15
	民間事業者へのヒアリング調査	○ヒアリングは、対象施設の運営に見合った事業者の選定及び内容となっているか。	× 3	15

独自の提案事業	○仕様書で指定した業務以外に、本業務の目的を達成するために効果的かつ創意工夫がみられる内容となっているか。	× 2	1 0
合 計 点 数		1 0 0	

#### (4) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、参加者全員に通知する。また、審査結果の公表に当たっては、契約候補者及び次順位の事業者名を公表する。
- イ 審査結果に対する異議等は受け付けない。

### 5 契約

#### (1) 契約の締結

市は、選定された契約候補者を相手方として、当該契約候補者が提出した企画提案書を基本に協議を行い、契約内容を確定し、当該委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

#### (2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和62年規則第13号）の定めるところによる。

#### (3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

### 6 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (2) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (3) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 7 関係法令の遵守

プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

### 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募者が備えるべき参加資格要件」に掲げる参加資格を満たしていない者

- (2) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) プレゼンテーション審査に応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 9 著作権等

### (1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市が必要と認めるときは、市は企画提案書の全部又は一部を参加者の承諾を得ず  
に無償で使用できるものとする。

### (2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

## 10 その他

- (1) 申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) 参加申込手続及び提案手続きで提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (6) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (7) 提出された企画提案書については返却しない。

## 11 応募及び各手続きの窓口

廿日市市環境産業部観光課（担当：坂本、中道）

所在地 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-30-9142

メール kanko@city.hatsukaichi.lg.jp